

意見書

2025年1月8日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要旨

ユニバーサルサービスに関しましては、全国地域でのユニバーサルサービスにおいて基本3原則である不可欠性、利用可能性、低廉性が保持される事はわが国において極めて重要であり、低廉性の観点においても都市部との地域格差を生じないよう取り組みが進められる事を要望します。

NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方としましては、NTT東西殿の分離を維持する事に賛同します。

電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方としましては、NTT東西殿とドコモ殿の合併、およびNTT東西殿が実質的にISP事業に参入できるような合併等は禁止されるべきと考えます。

法形式につきましては181者からも意見表明がなされている通り、NTT法は今後とも維持が必要と考えます。

(別紙)

※他事業者・団体の名称および略称は、敬称略とさせていただきます。

該当箇所			意見
論点	該当ページ	該当する記載	
II.ユニバーサルサービスの確保の在り方			
第2章 3節 ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役割	P28	(2) ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービスへの追加 以上を踏まえ、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定して、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当である。	ブロードバンドのユニバーサルサービスは光ファイバーがベースであることが大前提と考えますが、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)が品質面に考慮しながら整備され、全国地域や離島および中山間地域等がサービスエリアから外されることのないよう通信インフラが整備される事が重要と考えます。 また、集落が点在している地域の住民は、地域間の移動時の道路において通信がないと安全に暮らせず、非居住地域であっても通信インフラは必要との地域の要望を踏まえ、地域格差が生じないようインフラが整備されるべきと考えます。
第4章	P39-	以上を踏まえ、NTTは、電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を保有しているため不採算地域へのサービス展開	全国の公益的な特別な資産を有する NTT 殿がブロードバンドの

第2節 最終保障提供責務の担い手	40	<p>が相対的に容易であること、また、電話のあまねく提供責務を担う特殊会社として、不採算地域をカバーしてきた実績があること等に鑑みると、NTTが、ブロードバンドの最終保障提供責務を担うことが適当である。</p>	<p>最終保障責務を担う方針に賛同いたします。</p>
第6章 第1節 ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保	P50	<p>等を踏まえ、ユニバーサルサービスの提供者に対して、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すことが適当である。</p>	<p>全国地域でのユニバーサルサービスにおいて基本3原則である不可欠性、利用可能性、低廉性が保持される事はわが国において極めて重要であり、低廉性の観点において都市部との地域格差を生じないように取り組みが進められる事を要望します。</p>
第6章 第2節 NTTの自己設置要件・線路敷設基盤の在り方	P52-53	<p>他方、NTT東西は、今回、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスの提供に関し最終保障提供責務を担うこととなり、その効率的な履行を可能とすることも必要であることから、NTT東西に対し、自己設置要件の例外として、以下の事項を認めることが適当である。(中略)</p> <p>また、重要な電気通信設備に係る認可は、現在、譲渡又は担保を対象としているところ、それ以外の処分をする場合も、ユニバーサルサービスの安定的な提供への支障が懸念される点とは同じであるため、線路敷設基盤を含めて、認可対象となる行為には、譲渡や担保以外の処分を含めることが適当である。</p>	<p>通信インフラの効率的な活用の観点から NTT 東西殿に自己設置要件の例外を認める方針には賛同いたします。一方で、当該地域は経済合理性が働きにくいエリアであることが想定されるため、運用面におけるサポート対応等のサービス品質面で他地域と大きな格差が生じないように取り組みを要請します。</p> <p>特別な資産である線路敷設基盤の譲渡・担保・処分につき認可制を導入する事に賛同します。</p>

III.公正競争の確保のあり方			
第2章	P61	直ちにアクセス部門の分離を行うのではなく、まずは、総務省において、ネットワークの開放ルール等の見直しや、本答申で提言する公正競争の確保のための措置（累次の公正競争条件の法定化等）を着実に講じ、その効果を見極めることが適当である。	アクセス部門の分離に対する方針に賛同します。WGの議論では検討を行なうにあたっての前提となるデータが十分開示されておらず、短期間での検討も困難であったと考えます。今後も継続検討とする事で、アクセス部門の運用を注視していく事が公正競争遵守に向けた意識を高めて行く事につながると考えます。
第2章 第2節 NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方	P64	また、NTTは、NTT東西の更なる事業成長や抜本的なコスト改革の必要性からNTT東西の統合を要望しているところ、NTT東西の分離には、上記のような公正競争上の意義があることに鑑みると、NTTは、引き続き現状で可能なコスト削減策を講ずるなど、他に採り得る手段を検討・実施すべきと考えられる。 以上の点から、NTT東西の分離は、引き続き維持することが適当である。	NTT東西殿の分離を維持する事に賛同します。現状においても光開通業務においては全国ISPより改善要望が寄せられているところ、東西統合はコスト構造の把握が困難になり公正競争の確保に影響を及ぼす懸念に加え、NTT殿のコスト改革の優先により全国事業者へのサポート品質が更に低下する事を強く懸念します。
第3章 第1節 NTT東西の本来業務の在り	P67	(2) 県域業務規制の撤廃後の本来業務 (前略) NTT東西の本来業務は、「東日本地域又は西日本地域内における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とし、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支	左記方針に賛同いたします。本件はISP事業者が公正な環境で競争を行なう上で極めて重要な事項になります。法令上の明確化をよろしくお願いいたします。

方		障が生じるおそれのある業務については、その実施を認めないことを明確化することが適当である。	
第3章 第2節 NTT東西の 本来業務以 外の業務の 在り方	P69	<p>(1)活用業務の実施要件の確認に係る事後検証スキームの導入</p> <p>具体的には、NTT東西が、活用業務として行う業務の実施要件を遵守して業務を営むための基準（実施基準）の作成・届出を行った上で、実施基準に則って活用業務を行う限り、従来のような個別業務ごとの届出を不要とし、実施基準の遵守状況を総務省において事後検証すること等が考えられる。</p> <p>そして、このような事後検証の枠組みに変更する場合、検証の透明性の確保や、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性等を確保することが重要となるため、検証のプロセスについては、法律上の位置付けを与えることが適当である。</p>	<p>地域事業者は経営基盤が脆弱であり、強大な営業力・ブランド力を有する NTT 東西殿のトータルソリューション等により、地域事業者の人材流出など事後検証の前に経営が行き詰ってしまっは公正競争が成り立ちません。</p> <p>競争事業者は活用業務による影響を即座に把握しづらいケースも想定され、実施判断においてはより丁寧な事前の実情の把握、および地域事業者への影響を勘案した検証方法が検討されるべきと考えます。</p> <p>検証の結果、公正競争が維持されていないと判断される場合には今般緩和の方針を見直す必要性もあると考えます。</p>
第4章 第1節 NTT 対す る累次の公 正競争条件 の在り方	P75	<p>例えば、電気事業法では、一般送配電事業者について、その送配電網の公平な利用を確保する観点から、グループ内事業者との間のファイアウォール措置として、「②各種取引条件等の公平性の確保」や「③在籍出向及び役員兼任の禁止」が法律上規定されていること等に鑑みると、累次の公正競争条件についても、これら②・③の条件のうち必要なものを法律上明確化することが考えられる。</p>	<p>累次の公正競争条件については、公正競争を構造的に維持していくべく、法的な位置付けを与え、検証の場等で各条件について公平性が保たれているか確認して行くことが必要と考えます。</p> <p>今後データトラフィックの変化や5Gの進展といった環境変化により、例えば活用業務において NTT 東西殿の局舎の MEC としての事業機会や線路敷設基盤等を活用した新たな事業機会においては、グループ外事業者にも同等な事業機会および条件が与えられ</p>

		<p>また、累次の公正競争条件の遵守状況は、総務省において引き続き検証を行うことが適当である。この際、電気通信市場やその隣接市場としての非電気通信市場を含めて市場を画定した上で、市場の評価や規制の遵守状況・実効性について有識者の意見を聴きながら検証を行い、その結果を公表すること等が考えられるところ、このような検証プロセスも、透明性や実効性を確保する観点から、法律上の位置付けを与えることが適当である。</p> <p>なお、累次の公正競争条件の在り方については、NTTグループ会社間の関係や事業内容、規制環境等の変化を踏まえ、引き続き検討することが適当である。</p>	<p>るべきと考えます。</p> <p>活用業務の実施が事前届出から事後的なチェックに緩和された場合、公正な競争が損なわれることが無いよう、累次の競争条件を法的に担保する必要性があると考えます。</p>
<p>第2節 電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方</p>	<p>P77</p>	<p>他方、電気通信事業法においては、市場支配力が濫用された場合の弊害が大きいことから、市場支配的事業者には、グループ内会社の不当な優遇等を禁止していること等に鑑みると、競争政策の観点からは、禁止行為規制が、グループ内会社との合併等を通じて潜脱されることを防止することも必要となる。</p> <p>加えて、現在、グループ内会社との合併等は、独占禁止法の企業結合審査の対象外であること等を踏まえると、禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるように、市場支配的事業者については、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社</p>	<p>左記方針に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿とドコモ殿の合併、および NTT 東西殿が実質的にISP 事業 に参入できるような合併等は禁止されるべきと考えます。</p> <p>また、通信市場において大きな市場支配力を有する企業による合併等はグループ内での不当な優遇等につながる懸念が高まると共に、市場シェアが独占的な状態に近づけば相対的に他事業者の経営弱体化、事業撤退にもつながり、利用者が多様なサービスを選択する事が困難になるなど、市場の健全性を損なう事につながると考えます。</p>

		との合併等を審査できるようにすることが適当である。	
第2節 利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方	P82	<p>しかし、一種指定事業者や二種指定事業者の交渉力の優位性等に鑑みると、卸役務の適正性等の確保は厳格に検証することが必要であるため、総務省において、引き続き事業者間協議の状況を注視しつつ、以下の検証等を行った上で、卸役務の適正性等に課題が生じていると認められる場合は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討することが適当である。</p> <p>① 卸検証ガイドラインに基づく NTT 東西の光回線の卸料金や MNO 3 社（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク）のモバイル音声卸の検証</p> <p>② 事業者間協議の円滑化に資する事項（卸料金の算定方法等）の提示義務など、特定卸役務の制度に関連する事項の検証。</p> <p>また、中長期的には、ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展により、物理的な接続点が存在しない形での他者設備の利用が拡大することも想定されるところ、この場合には、物理的な接続点の存在を前提とする「接続」は利用できず、「卸役務」しか利用できないことになるため、総務省において、今後のネットワークの利用第2節 利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方環境の変化等を注視しつつ、接続と卸</p>	<p>光サービス卸は「接続料算定等に関する研究会」にて NTT 東西殿の自己検証を基に卸料金の適正性の検証が行われておりますが、適切に検証がなされるためには十分な情報の開示が必要です。接続との代替性の評価、および規律の強化が必要と考えます。</p>

		<p>役務の二つの区分を設けることの妥当性を含め、ネットワークの開放ルールの在り方を適時適切に検討することが適当である。</p>	
<p>IV.我が国の情報通信産業の国際競争力強化の在り方</p>	P99	<p>中でも、IOWN 構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体が国際競争力を飛躍的に高める契機になると期待されており、第1章で述べた制度整備の趣旨を踏まえ、その実現に向けた同社の事業戦略が注視されている。</p>	<p>第一次答申での緩和の目的である「ゲームチェンジ」に関し、法改正による効果、また今後の国内通信業界への影響などが今後共有されるべきと考えます。</p>
<p>VI.NTT に関する規律の担保措置等の在り方</p>	P121-122	<p>NTT の目的・業務・責務や担保措置等は、現在 NTT 法に規定されているところ、今回の見直しを踏まえて、これらを規定する法形式としては、①引き続き NTT 法に規定する案と、②電気通信事業法に規定し、結果として NTT 法を廃止する案の2つが主に考えられる。 (中略)</p> <p>が挙げられること等を踏まえ、NTT に関する規律の法形式については、総務省において、我が国の法体系との整合性など法技術的な面等にも留意した上で、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式を検討することが適当である。</p>	<p>通信政策特別委員会、各ワーキンググループでの議論を通じ、最終報告書案において多くの論点につき現行の枠組みを維持する方針が示され、特別な資産を保有する NTT 殿の義務を規定した構造規律の重要性が再認識されたところです。</p> <p>電気通信事業者、地方自治体等 181 者からも意見表明がなされている通り、NTT 法は廃止すべきではありません。今後とも NTT 法と電気通信事業法の両輪が機能する前提のもと、イノベーションや地方創生の促進により市場・わが国経済の発展を目指すべきと考えます。</p> <p>総務省殿のご高配を何卒よろしくお願い申し上げます。</p>